

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型））久保田地区の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和 4 年 4 月 28 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号）に提出してください。

令和 4 年 3 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型））久保田地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 4 年 3 月 15 日から令和 4 年 4 月 13 日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所及び小城市役所